



埼玉県報

第 2953 号
平成 29 年(2017 年)
11 月 17 日
金曜日

目次

告示

- 土壤汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 大規模小売店舗の変更に関する公示（商業・サービス産業支援課）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 草加都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- 上尾都市計画区域区分の変更の案の縦覧（都市計画課）
- さいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業の換地処分（市街地整備課）
- 建築基準法による命令の公告（川越建築安全センター）
- 県道胄山熊谷線の区域の変更（熊谷県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 建築基準法第 42 条第 1 項第 5 号に基づく道路の位置の指定（熊谷建築安全センター）
- 開発行為に関する工事の完了公告（越谷建築安全センター）
- 選挙管理委員会の招集（選挙管理委員会）

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

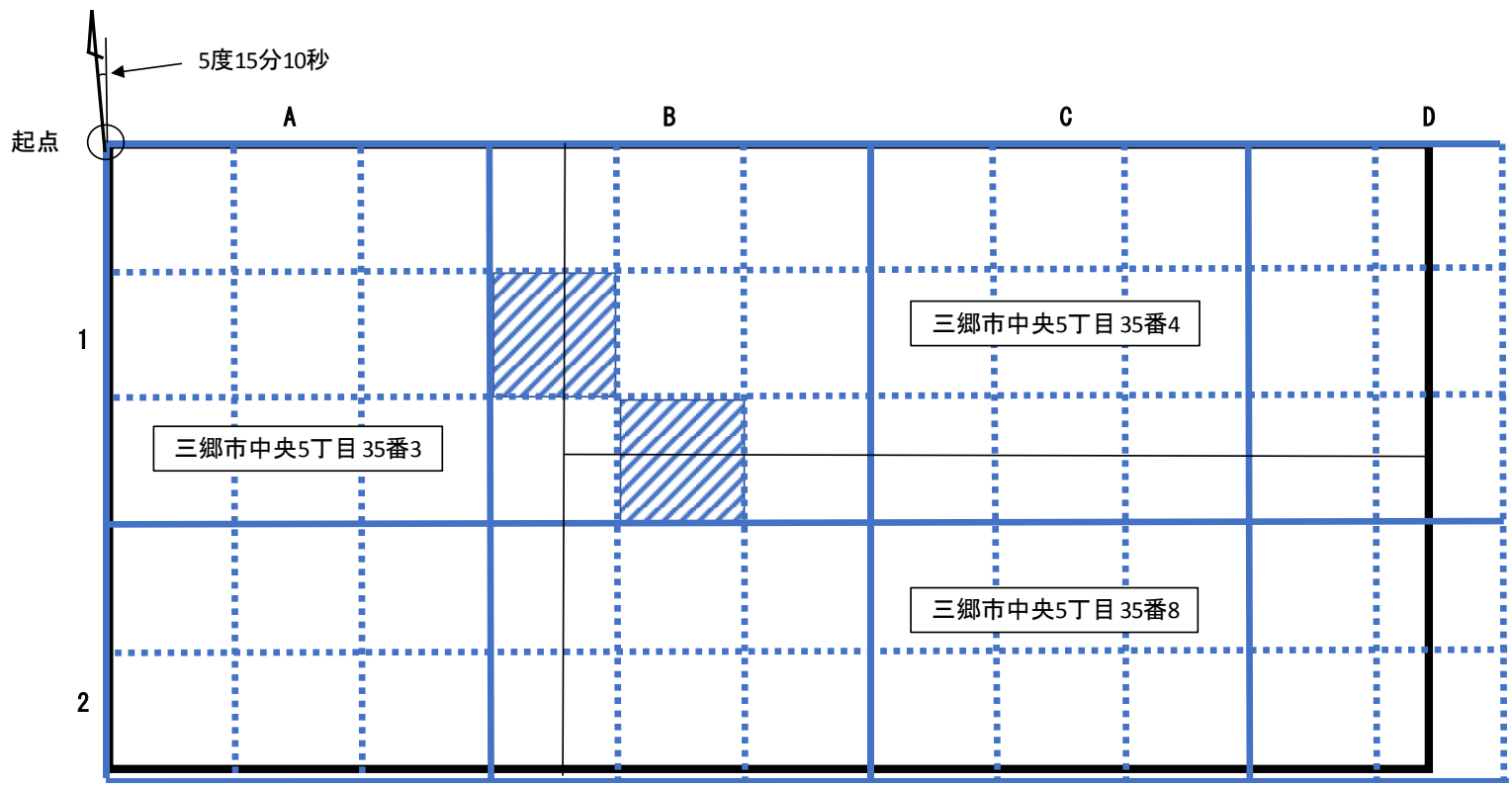
土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

平成二十九年十一月十七日


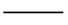


埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 形質変更時要届出区域
別図のとおり（埼玉県三郷市中央五丁目三十五番三の一部、三十五番四の一部及び三十五番八の一部）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
- 三 土壌汚染対策法施行規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



凡例

	単位区画
	筆境界
	敷地境界
	形質変更時要届出区域に指定する区画

【起点】
 起点は三郷市中央五丁目35番3の最北端とする。

【格子の回転角度:5度15分10秒】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として右回りに回転させた角度を示す。

告 示

埼玉県告示第千二百三十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ケヨーデイツー蓮田店

埼玉県蓮田市蓮田五丁目百八十三番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

（変更前）ケヨーデイツー蓮田店

埼玉県蓮田市蓮田八十九番地一外

（変更後）ケヨーデイツー蓮田店

埼玉県蓮田市蓮田五丁目百八十三番地外

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社ケヨー 代表取締役 林武夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

（変更後）株式会社ケヨー 代表取締役 醍醐茂夫

千葉県千葉市若葉区みつわ台一丁目二十八番一号

ハ 変更年月日

平成二十四年一月七日外

ニ 届出年月日

平成二十九年十一月二日

二 縦覧期間

平成二十九年十一月十七日から平成三十年三月十七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県利根地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十九年十一月十七日から平成三十年三月十七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千二百三十一号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 解除に係る保安林の所在場所

埼玉県入間市大字寺竹字東桂一一七五の五、一一八四の二

二 保安林として指定された目的

耕地の防風

三 解除の理由

指定理由の消滅

告示

埼玉県告示第千二百三十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

草加都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

草加市柿木町及び千足の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、草加市都市整備部都市計画課、八潮市都市デザイン部都市計画課、三郷市まちづくり推進部都市デザイン課、越谷市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十九年十一月十七日から平成二十九年十二月一日まで

告示

埼玉県告示第千二百三十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

上尾都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

上尾市大字中新井及び大字堤崎の各一部

ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域

なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県北本県土整備事務所、上尾市都市整備部

都市計画課、伊奈町都市計画課

四 縦覧期間

平成二十九年十一月十七日から平成二十九年十二月一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百三十四号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第三項の規定により、独立行政法人都市再生機構首都圏ニュータウン本部長からさいたま都市計画事業大宮西部特定土地区画整理事業について換地処分をした旨の届け出があったので、同条第四項の規定により、公告する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第千二百三十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第九条第一項の規定により、建築物の使用制限を命じたので、同条第十三項の規定により、次のとおり公示する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 建築物の所在地

埼玉県入間郡越生町大字古池字平畑ケ六十四番一、六十五番、六十六番、六十七番、六十八番一、六十八番二、七十八番一、八十一番四及び八十一番六

二 命じられた者の住所及び氏名

埼玉県入間郡越生町大字古池六十四番地一

平物産株式会社 代表取締役 荻久保 左内

三 命令の内容

本件建築物を展示場又は物品販売業を営む店舗として使用しないこと。

なお、猶予期間は命令書を受理した日から三十日とする。

告 示

埼玉県熊谷県土整備事務所長告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成二十九年十一月十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県熊谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県熊谷県土整備事務所長 山田 隆 弘

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 青山熊谷線
- 三 道路の区域

新 B	新 A	旧 A	旧 新 別
<p>熊谷市高本字滝ノ宮六九一番一地从先から 同市中曾根字北町二〇一八番地先まで</p>	<p>熊谷市青山字賢木岡西一四五番一地从先から 同市中曾根字北町二〇一八番地先まで</p>		<p>区 間</p>
<p>一五・〇〇ㄱ 七〇・七五</p>	<p>四・七九ㄱ 三二・五〇</p>		<p>敷地の幅員 (メートル)</p>
<p>一, 七二六・八〇</p>	<p>四, 一三二・四〇</p>		<p>延 長 (メートル)</p>
	<p>新旧Aの一部は熊谷市に引き継ぐ予定。</p>		<p>備 考</p>

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第六十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年十月四日

指令川建セ第二八〇〇六三一号

二 検査済証番号

平成二十九年十一月十日

川建セ第二九〇〇三五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県入間郡越生町大字西和田字福石三百八十二番一ほか十九筆

埼玉県入間郡越生町大字西和田字山田五百八十一番二ほか八筆

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

群馬県前橋市亀里町九百番地

株式会社ベイシア 代表取締役 橋本 浩英

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第七十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年五月十七日

指令川建セ第二九〇〇〇六〇号

二 検査済証番号

平成二十九年十一月十四日

川建セ第二九〇〇三四号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡鳩山町大字泉井字金澤千三百七十八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県坂戸市伊豆の山町二十九番地九

長田 真悟 長田 翠

告 示

埼玉県熊谷建築安全センター所長告示第十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置の指定を次のとおり行った。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県熊谷建築安全センター所長 大谷 茂

第五号	指定番号
建築基準法 第四十二条 第一項第五号	指定に係る 道路の種類
平成二十九年十 一月八日	指定の年月日
埼玉県大里郡寄居町大字桜沢字後田七百五十四 番一	指定に係る道路の位置
三十四・〇五	指定に係る 道路の延長 (単位メートル)
六・〇〇	指定に係る 道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県越谷建築安全センター所長 渡 辺 賢 司

一 許可番号

平成二十九年十月三十日

指令越建セ第二八〇〇三一一号

二 検査済証番号

平成二十九年十一月十四日

越建セ第二六二一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字百間千二十三番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町本田一丁目七番二十一号 プリムローズガーデン二〇一
号

長堀 真臣

告 示

埼玉県選挙管告示第六十四号

埼玉県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

平成二十九年十一月十七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治

一 日時 平成二十九年十一月二十日 午前十時

二 場所 選挙管理委員会室

三 議題 公職選挙法施行令の規定による不在者投票を行うことができる施設の指定について